

一人ひとりの人権を尊重しよう

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が昨年十二月六日に公布・施行されました。この法律は、差別のない社会をつくるために、あらゆる場で人権教育・啓発を行い、国と自治体、住民が連携し、それぞれの責任と役割を明確にしなが、さまざまな人権侵害をなくしていくというものです。

目的は不当な差別をなくすこと

私たちの周りでは、差別と思われるようなことがしばしば見られます。例えば、女性の立場の軽視、高齢者や障害者への配慮不足、出生地へのこだわりなど、何気ない日常の行動の中、

も相手の心を傷つけていることがあります。

「人権教育・啓発推進法」は、

それらの差別をなくすために、国や自治

体、住民が協

力して、積極的に教育や啓

発に取り組んでいくというものです。

法の目的

「社会的身分、[※]門地、人種、信条または性別による不当な差別をなくすため、国、自治体、住民の責任と役割分担を明らかにし、人権を擁護する」としています。（※門地＝家柄）

家庭や地域など

あらゆる場で

人権教育・啓発活動を

人権尊重の心を育み、日々の活動や行動に表れるようにするためには、人権教育や啓発を日常的にあらゆる機会、あらゆる場で繰り返すことが必要です。そのため、人権問題を知る場の設定、教材やパンフレット、ポスターなどの制作、講演会の開催など、教育・啓発活動をしていきます。こ



人権で困ったことは 気軽に相談を

人権擁護委員制度

市では、人権にかかわる悩みごとや困りごとなどについて相談しやすいよう、人権擁護委員制度を設けています。相談は無料で、秘密は守られます。気軽に相談してください。

●本市の人権擁護委員のみなさん

名 前	住 所	電話番号
井上 公子	富田一丁目15-11	63-1582
大塚 信行	大矢知町223	65-7714
大橋 道夫	桜町6118-47	26-0369
片渕 善郎	日永四丁目8-10	46-4875
加藤 道男	生桑町602	31-3499
木下 建市	大字東阿倉川799-3	31-0303
木村 裕司	日永三丁目3-6	46-6306
小林 芳子	西日野町4942-7	21-4865
炭田 公秀	松本三丁目10-28	54-0234
田中 宏幸	桜台二丁目5-817	26-0692
豊田 早男	水沢町4257-58	29-2122
西林 紀寿	菅原町435	26-4460
堀 須美子	北小松町224	21-9526
三栗谷祐三	北浜町3-14	51-1688
宮田都喜美	羽津山町11-5	32-5437
村上 慶子	山分町219-3	65-9560
山川 善彦	西村町2978	39-0335



私たちが
お手伝い
します

●市人権擁護委員会会長 大橋 道夫さん(七〇)／桜町

みなさんからの相談内容は、夫婦関係や夫の暴力、子どものいじめ、相続、敷地境界線、破産、借金、近隣とのトラブルなど実にさまざまです。アドバイスしたり内容に合った専門機関などを紹介したりすることはもちろんですが、ゆっくりと話を聞いて激励してあげるだけでも見違えるように明るい表情になる人もあり、そんな時はうれしいですね。心が傷ついたり疎外感を持ったりする前に、どんなことでも、ぜひ、私たちに相談してください。

心が傷ついたり疎外感を持ったりする前に
どんなことでも相談してください

法の基本理念

「人権教育・啓発活動は、学校、地域、家庭、職域などのさまざまな場で、市民が人権尊重の理念への理解を深め、体得できるよう、多様な機会を提供し、効果的な方法を採用しながら、市民の自主性を尊重し、実施機関の中立性を確保しながら行う」としています。

法の定義

「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{※かんちやう}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させることへの市民の理解を深めるための広報などの活動をいう」としています。（※涵養＝自然に染み込むように養成すること）

これまで見過ごしてきた身近な差別にみんなが気付くことが、人権を尊重する心をつくることになります。

国、自治体、住民が
力を合わせて

差別のない社会の実現へ

差別のない社会づくりには、国、自治体、住民のみなさんがそれぞれの立場で、連携して行動していく必要があります。法では、それぞれが担う責務を定めています。国は具体的に取り組むため

国

差別のない
社会

住民の
みなさん

自治体

国の責務

「国は、人権教育・啓発推進のための施策を策定し実施する責任がある」としています。

自治体の責務

「基本理念にのっとり、地域の実情を踏まえながら、人権教育・啓発のための施策を実施する」としています。

住民の責務

「人権尊重の精神を養い、その社会の実現に努める」としています。

の基本計画を策定し、自治体は、人権教育や啓発のための施策づくりを進め、住民のみなさんが参加して共に考えることができる機会を増やすなど、これまで以上に人権尊重に取り組めます。市民のみなさんは、人権尊重を一人ひとりの義務ととらえることができるから一つずつ行動しましょう。